

横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

1 策定の目的

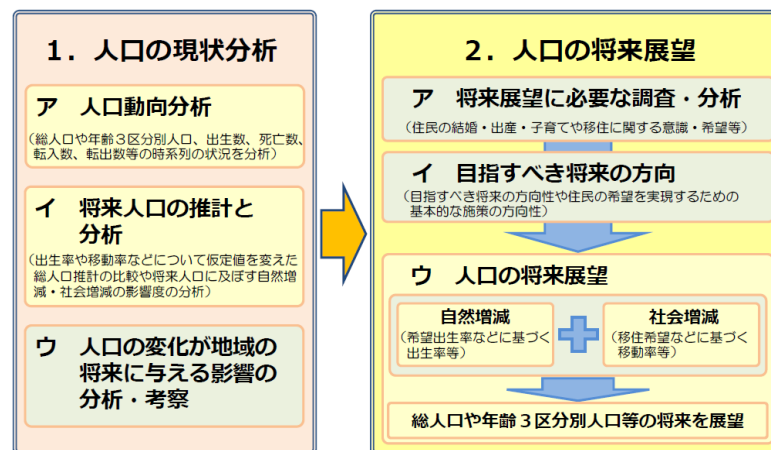
急激な人口減少、少子高齢化がもたらす負の影響を最小限にとどめ、将来にわたって活力ある地域経済・社会をつくるため、まち・ひと・しごと創生法に基づく国および県が定める総合戦略を踏まえて「横須賀市まちひとしごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」）を策定する。

2 策定の内容

（１）横須賀市人口ビジョン

本市の人口動向、将来推計および人口の変化が地域の将来に与える影響を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「横須賀市人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」）を策定する。

人口ビジョンは総合戦略を策定する上での基本的視点を示すもの。



（２）横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口ビジョンを踏まえ、本市の最大の課題が人口減少であるとの認識に立ち、人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化に資する施策を示す。

3 対象期間

（１）横須賀市人口ビジョン

平成 72 年（2060 年）を基本とする。※国の長期ビジョンの期間

（２）横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 5 カ年を計画期間とする。

4 策定に当たっての基本的方向性

- (1) まち・ひと・しごと創生法に基づく国および県が定める総合戦略を踏まえ、人口減少が地域経済、社会に及ぼす影響、課題に対して一体的に取り組むものとする。
- (2) 策定に当たっては、国の総合戦略が定める政策分野（4つの基本目標）を検討の柱とし、「政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）」の趣旨を踏まえ、本市の実情に応じた5カ年の目標や施策の基本的方向、地域の特色や資源を生かした具体的な施策を検討することとする。

【国の総合戦略が定める政策分野（4つの基本目標）】

- ①地方における安定した雇用を創出する
- ②地方への新しい人の流れをつくる
- ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- (3) 複眼的な思考をもって戦略の策定を進める。（積極戦略と調整戦略の同時対応）

積極戦略：人口減少に歯止めをかけるための戦略

（転入促進、転出抑制、出生率の向上など）

調整戦略：人口減少に即した戦略

（まちのコンパクト化、など）

- (4) 総合戦略を効果的・効率的に推進していくために、策定段階から幅広い年代、産業界、学界、金融、労働、マスコミなどさまざまな分野の方々の参加・協力を得て、広く関係者の意見が反映されるようにすることとする。

5 総合戦略の構成

まち・ひと・しごと創生法第10条第2項の規定により次のとおりとする。

(1) 基本目標	策定する人口ビジョンを踏まえた上で、4（2）に掲げた政策分野ごとに5年後の基本目標を設定する。 その際、基本目標は、実現すべき成果に係る数値目標とする。
(2) 講ずべき施策に関する基本的方向	(1)に定める基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向を記載する。
(3) 具体的な施策と客観的な指標	(2)に定める施策の基本的方向に沿って、政策分野ごとに具体的な施策を記載する。 併せて、各施策の効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定する。

(例)《基本目標》本県への新しい人の流れをつくる

数値目標： ・ 県全体で、県外からの転入者数：5年間で〇〇増加
・ 県全体で、県外への転出者数：5年間で〇〇人減少

(1)
基本目標

《基本的方向》

- 移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、全国移住促進センターの活用などを通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む。
- 本県においては、若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、県内に所在する大学の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む。

(2)
基本的方向

《具体的な施策と重要業績指標(KPI)》

(ア) 本県への移住の促進

①移住・交流の専門相談員の配置

県の移住相談センターに移住・交流に関する専門相談員を配置し、インターネット等により本県に関心を持った人に対する相談窓口を整備する。

重要業績指標 (KPI)：センターを通じた移住者数
〇〇件 (5カ年分の累計)

(具体的な事業) ・ 移住・交流相談促進事業
・ 〇〇〇〇事業

②空き家バンク等住宅情報の提供体制整備

県内の各市町村における空き家情報を統合し、一元的に情報提供する。

重要業績指標 (KPI)：空き家バンクに情報提供した市町村数
〇〇市町村 (5カ年分の累計)

(具体的な事業) ・ 空き家バンク活用促進事業
・ 〇〇〇〇事業

(イ) 企業の地方拠点強化・企業等における地方採用・就労枠の拡大

①サテライトオフィス、テレワーク環境の整備の推進

県内市町村によるサテライトオフィス、テレワーク環境の整備を推進し、県の移住相談センターとも連携しながら、企業の県内拠点の強化や県内での採用拡大につなげる。

重要業績指標 (KPI)：県内でテレワークを導入する企業数
〇〇社

(具体的な事業) ・ テレワーク実証実験事業
・ 〇〇〇〇事業

(ウ) 大学等の活性化

①地元大学への進学促進

県内にキャンパスを有する大学等の活性化の取り組みを支援し、高等教育段階における地元進学を促進する。

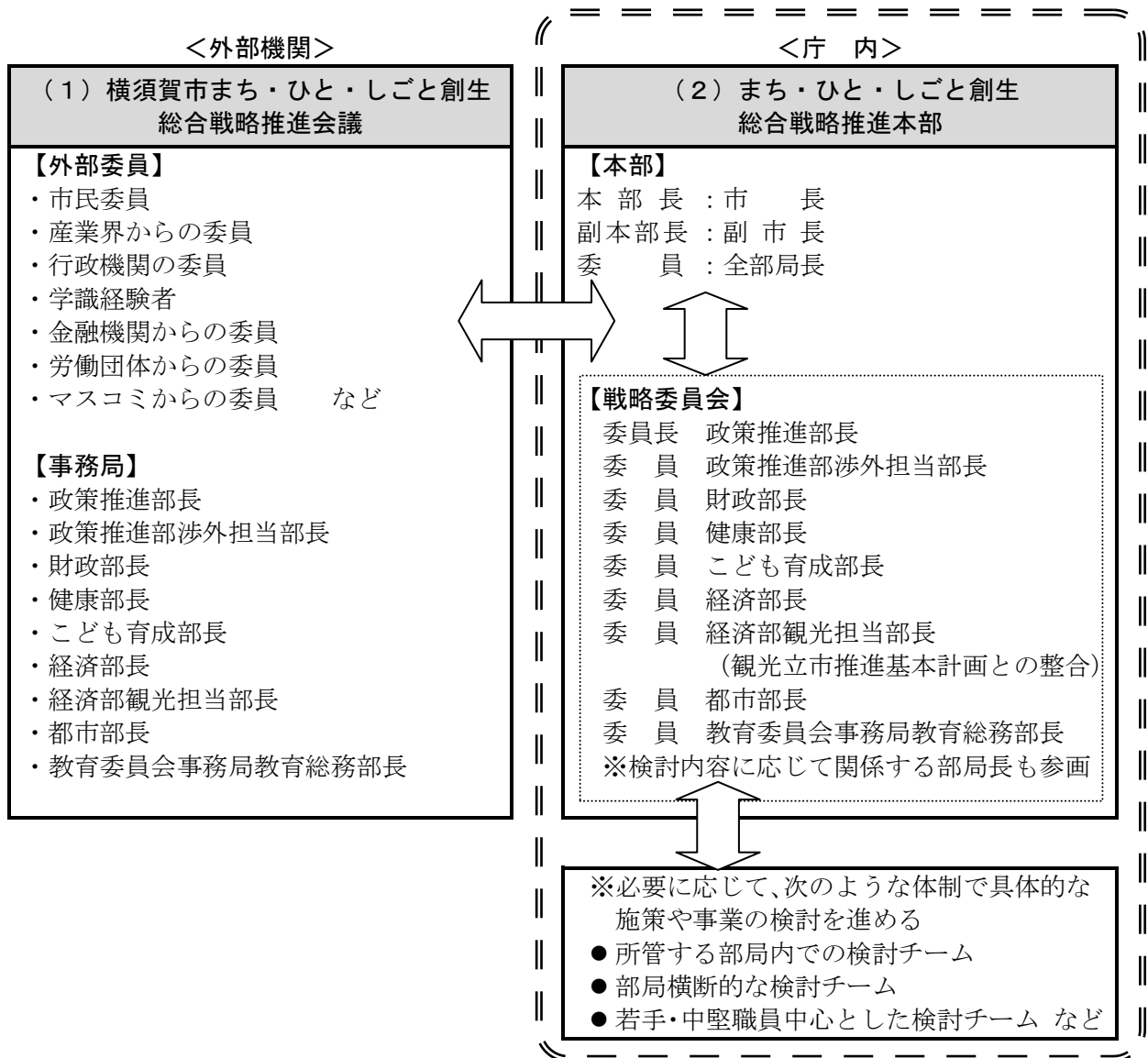
重要業績指標 (KPI)：自県大学進学者の割合 〇〇%

(具体的な事業) ・ 高校と大学との交流促進事業
・ 〇〇〇〇事業

(3)
具体的な施策と重要業績評価指標 (KPI)

6 策定体制

横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定体制



【(3) 事務担当】

政策推進課（都市政策研究所）

※戦略に位置付ける具体的な事業の選定、各部局との調整等にあたっては財政課と協同して行う。

(1) 横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

住民および産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア（産官学金労言）といった各方面の委員からなる推進会議を設置し、総合戦略の方向性や具体的な施策・事業案について、広く意見を聴取することとする。

なお、事務局として、政策推進部長、政策推進部渉外担当部長、財政部長および総合戦略の主要施策を担う、健康部長、こども育成部長、経済部長、経済部観光担当部長、都市部長、教育委員会事務局教育総務部長を置く。

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部

庁内体制として、市長を本部長とする全部局長からなる推進本部を設置し、庁内横断的な取り組みとする。また、総合戦略の中心となる施策の関係部局長からなる戦略委員会を設け、具体的な施策の検討を行う。

(3) 事務担当

政策推進課（都市政策研究所）。ただし、戦略を推進するための具体的な事業の選定、各部との調整にあたっては、財政課と協同して行う。

7 効果の検証・戦略の見直し

総合戦略を着実に実施していくとともに、PDCAサイクルに基づき、実施した施策・事業の効果を基本目標に係る数値目標や具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度により検証し、改善する仕組みを構築する。

その際、効果検証の妥当性・客観性を確保するため、外部有識者等を含む検証機関を設置することとする。

総合戦略は、検証機関による検証に加え、施策の効果等についての市議会における審議等も踏まえ、必要に応じて改定することとする。

8 策定スケジュール

4月中旬	策定方針の決定
4月28日	まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部会議の開催 （部長会議終了後）
5月下旬	横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の開催（第1回） （議事：横須賀市の人口の現状について等）
6月	平成27年第2回市議会定例会 （策定方針、推進会議の構成メンバー、人口ビジョン（一部）の提示）
	横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の開催（第2回） （議事：基本的方向性、基本目標等について）
7月～8月	横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の開催（第3回） （議事：基本的方向性、基本目標等について）
9月	平成27年第3回市議会定例会 （戦略骨子、人口ビジョンの提示）
9月～11月	横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の開催（第4回・第5回） （議事：具体的施策、事業等について）
12月	平成27年第4回市議会定例会（戦略案の提示） 検証機関の設置（条例設置）
平成28年 1月～2月	先行型事業の事業効果検証
3月	効果検証結果の報告（国）

まち・ひと・しごと創生法（抄）

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。